

- 3 退所時特別支援加算 21,800円  
 注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第4章第2節の規定により当該指定知的障害者通勤寮に置くべき従業員のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居室を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居室支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居室を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。
- 第4 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設における指定施設支援
- 1 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設支援費(1月につき)
- イ 入所による指定施設支援を行う場合
- (1) 区分A 253,800円
  - (2) 区分B 226,600円
  - (3) 区分C 197,700円
- ロ 通所による指定施設支援を行う場合
- (1) 区分A 131,000円
  - (2) 区分B 123,300円
  - (3) 区分C 115,600円
- 注1 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園が設置する施設」という。)において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。
- 2 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき31,100円を、通所による指定施設支援を行った場合は、1月について10,300円を所定額に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、指定施設支援を行った場合は、強度行動障害者特別支援加算として、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。
- イ 区分A 147,200円
  - ロ 区分B 173,500円
  - ハ 区分C 223,000円
- 4 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者(入所による指定施設支援を受けているものに限る。)に対して外泊を認めた場合は、当該期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。
- 2 入所時特別支援加算 22,300円  
 注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)に、所定額を加算する。
- 3 退所時特別支援加算 21,800円  
 注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、のぞみの園が設置する施設の従業員のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居室を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居室支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居室を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。

- 4 自活訓練加算(1月につき)
- イ 自活訓練加算Ⅰ 115,200円
  - ロ 自活訓練加算Ⅱ 145,500円
- 注1 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の理事長の意見に基づき、6月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練(注2及び注3において「自活訓練」という。)を行った場合に、当該入所者1人につき6月間を限度として所定額を加算する。
- 2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定額を加算する。
- 3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として加算する。
- 豊州知事官の職権に依りて  
 豊州知事官(以下「知事」という。)は、この条例に基づき、この条例の施行に関し必要な事項を定めることとすると認むる。この旨を告示する。平成十六年三月二十九日 豊州知事官 塚口 大  
 記載を次のとおりとする。
- 別表 児童居室生活支援費額算定表
- 通則
- イ 指定居室支援又は基準該当居室支援に要する費用の額は、1、2(注2を除く。)又は3(注3を除く。)により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、2(注2に限る。)又は3(注3に限る。)により算定する額を加えた額とする。
- ロ イの規定により指定居室支援又は基準該当居室支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 1 児童居室介護支援費
- イ 身体介護が中心である場合
- (1) 所要時間30分未満の場合 2,310円
  - (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円
  - (3) 所要時間1時間以上の場合 5,840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに1,820円を加算した額
- ロ 家事援助が中心である場合
- (1) 所要時間30分以上1時間未満の場合 1,530円
  - (2) 所要時間1時間以上の場合 2,220円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額
- ハ 移動介護が中心である場合
- (1) 身体介護を伴う場合
    - (一) 所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円
    - (二) 所要時間1時間以上の場合 5,840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに1,820円を加算した額
  - (2) 身体介護を伴わない場合
    - (一) 所要時間30分以上1時間未満の場合 1,530円
    - (二) 所要時間1時間以上の場合 2,220円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額